

せんきよ

6月22日（日）は東京都議会議員選挙の投票日です

問 選挙管理委員会事務局

投票所変更のお知らせ

投票管理者や立会人等の従事者および選挙に来る皆さんの健康管理の側面から、次のとおり投票所を移動、変更します。
該当する投票区内にお住まいの方はご注意ください。

投票区	変更後	変更前	所在地
第5	新町市民センター1階会議室	新町市民センター体育館	変更なし (敷地内での移動)
第10	第二小学校1学年教室前	長淵市民センター体育館	長淵 4-437
第14	梅郷3丁目自治会館	梅郷市民センター体育館	梅郷 3-756-3
第15	柚木町2丁目自治会館	柚木生産森林組合事務所	柚木町 2-312-1
第22	小曾木市民センター1階事務室前	小曾木市民センター体育館	変更なし (敷地内での移動)

投票できる方

平成19年6月23日以前に生まれた方で、今年の3月12日以前から住民基本台帳に登録されていて、引き続き青梅市に住んでいる方（選挙人名簿に登録されている方）等です。

市内転居のときは元の住所地の投票所で

今年の5月27日以降に青梅市内で住所を移した方は、元の住所地の投票所で投票することになりますので、ご注意ください。

市内転入した方は

3月13日以降に都内の市区町村から青梅市に転入した方で、前の住居地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地で投票ができます。この場合、投票は6月22日の投票日に前住所地で投票するか、前住所地の選挙管理委員会で期日前投票するか、または青梅市の選挙管理委員会です不在者投票することになります。いずれの場合も青梅市長が発行する「住民票の写し」（選挙用は無料）の提示、新住所の記載がある顔写真付きの身分証明書の提示、または選挙管理委員会による確認が必要となります。

入場整理券は忘れずに

投票日には入場整理券に記載されている投票所へお持ちください。
万一、入場整理券を紛失したり、破いてしまった場合でも投票はできますので、投票所で申し出てください。

目が不自由な方や字が書けない方は

投票所では、目が不自由な方への点字での投票や病気等で自身で字を書くことが困難な方への代筆等の対応を行っています。必要な方は投票所で、申し出てください。

選挙公報の配布

6月21日（土）までに各家庭にお届けします。6月14日（土）以降、市ホームページでも掲載します。また、6月17日（火）以降、市内各所に選挙公報補完箱の設置を行いますのでご利用ください。

当日投票できない方は期日前・不在者投票を

★期日前・不在者投票ができる方

- ①投票日に仕事がある。
- ②投票日にレジャーや買い物等で自分の選挙区外に出かける。
- ③病気やケガ、出産等のため投票日に投票所へ行けない。
※指定された病院等に入院している場合は、病院長等に申し出て、病院内で投票する制度があります。
- ④天災や悪天候のため、投票所へ行くことが困難

これらの理由で期日前・不在者投票する方は、入場整理券裏面の期日前投票請求書（宣誓書）に必要事項を記入し、入場整理券（未着の場合は不要）を期日前投票所へお持ちください。



青梅市役所期日前投票所

期間 6月14日（土）～21日（土） **時間** 午前8時30分～午後8時
場所 市役所2階201・202会議室 **駐車場** 市役所駐車場をご利用ください。

河辺駅前期日前投票所

期間 6月17日（火）～21日（土） **時間** 午前9時～午後8時
場所 中央図書館多目的室（河辺タウンビルB・2階）
駐車場 イオンスタイル河辺駐車場をご利用ください。

6月21日（土）はどちらの期日前投票所も大変混み合います。利用の際は、時間に余裕を持ってお越しください。

体が不自由な方へ 郵便等投票・代理記載制度

郵便等投票は重度の障がい等がある方が郵便等で投票できる制度です。対象となる方は下表を確認してください。市ホームページでも詳細を掲載しています。
また、郵便等で投票するには「郵便等投票証明書」が必要となります。こちらは交付まで時間がかかるため、新規に発行を希望する方はお早めに申し込みください。

郵便等投票ができる方

障がい等の区分	障がい等の部位・程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	部位の等級が1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	部位の等級が1級か3級
	免疫機能、肝臓	部位の等級が1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便等投票において代理記載投票ができる方

障がい等の区分	障がい等の部位・程度	
身体障害者手帳	上肢、視覚	部位の等級が1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

選挙人名簿登録地以外に滞在している方の不在者投票

①「不在者投票請求書兼宣誓書」の記載および送付

市ホームページから「不在者投票請求書兼宣誓書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、郵送で青梅市選挙管理委員会へ。また、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから不在者投票請求を行うと、スマートフォンやパソコンで申請が行えます。

②滞在する市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

青梅市選挙管理委員会が送付した投票用紙等を、投票日の前日までに滞在する選挙管理委員会へ持参し、不在者投票を行ってください。記載済みの投票用紙等は滞在する市区町村の選挙管理委員会から青梅市選挙管理委員会へ送付されます。
※滞在する市区町村の選挙管理委員会から青梅市選挙管理委員会へ送付する日数がかかるため、お早めに投票を行ってください。



開票は午後9時から住友金属鉱山アリーナ青梅（総合体育館）で行います

青梅市の投・開票状況は市ホームページ（2次元コード）で速報！

★投票速報

午前8時～午後8時の1時間ごと

★開票速報

午後9時30分～30分ごとに確定まで

